

## モバイルオンライン申込特約

**第1条 (目的等)** 1.本特約は、指定携帯電話を使用する方法による本決済システムの利用（以下「QUICPay モバイル利用」という。）を、同携帯電話の操作によりオンラインで申し込む場合（以下「モバイルオンライン申し込み」という。）の手続き等について定めるものです。 2.本特約は、第2条第2項に定めるモバイルオンライン入会者に、QUICPay モバイル特約と一体として適用されます。 3.本特約におけるそれぞれの用語の意味は、本特約で特に定めるほか、QUICPay モバイル特約におけるのと同様の意味を有します。

**第2条 (モバイルオンライン申込手続等)** 1.QUICPay モバイル入会申込者のうちモバイルオンライン申し込みを希望した方（ただし、本会員に限ります。以下「モバイルオンライン申込者」という。）は、QUICPay モバイル利用を希望する自己の指定携帯電話を操作することにより、JCB等所定の方法により本アプリケーション等の使用等をしたうえで、当社指定の携帯電話専用QUICPay モバイル入会申し込み画面にアクセスし、当該画面に表示された当社所定の操作を行うことにより、QUICPay モバイル利用を申し込むものとします（以下、当該申込手続を行った指定携帯電話を「申込携帯電話」という。）。なお、モバイルオンライン申込者は、QUICPay モバイル利用を希望する携帯電話とは別の機器から当該申込手続を行ったことにより、自己の希望する携帯電話によるQUICPay モバイル利用ができない場合でも、異議を述べないものとします。 2.当社は、モバイルオンライン申込者のうち、審査のうえQUICPay モバイル利用を承認した方（以下「モバイルオンライン入会者」という。）に対し、そのむねをモバイルオンライン申し込み時に設定したメールアドレスに送信するものとします。メールアドレスは当該通知の目的に限り使用します。なお、モバイルオンライン申し込み時にメールアドレス入力を読んだ場合、モバイルオンライン申し込み後にメールアドレスを変更した場合、ドメイン指定などにより当該通知を拒否されている場合は、その他の方法による通知は行わないものとします。また、モバイルオンライン入会者には、初回の「モバイルID」および「パスワード」は通知しません。 3.モバイルオンライン入会者とJCB等とのQUICPay モバイル利用に関する契約は、JCB等が前項に定める承認をしたときに成立します。

**第3条 (会員情報登録)** 1.JCB等は、モバイルオンライン入会者に対し、第2条第2項に定める承認通知により、QUICPay モバイル特約第5条と同様に会員情報登録する権利を許諾します。 2.モバイルオンライン入会者は、申込携帯電話からJCB等所定の操作を行うことにより、当該携帯電話に会員情報登録を行うものとします。なお、モバイルオンライン入会者は、申込携帯電話以外の携帯電話において会員情報登録できない場合でも、異議を述べないものとします。 3.会員情報登録は、JCB等が通知または公表する所定の会員情報登録期間（以下「会員情報登録期間」という。）経過後は行うことができません。また、一度でも申込携帯電話にて会員情報登録をした場合には、重ねて会員情報登録することはできません。 4.会員情報登録は、第2条第1項の申込手続を行ったモバイルオンライン入会者本人しか行うことができません。モバイルオンライン入会者は、善良なる管理者の注意義務をもって申込携帯電話を使用・管理するものとし、申込携帯電話の機種変更もしくは修理または第三者に対する譲渡、貸与、預託、担保提供等もしくは廃棄等一切の処分により第三者に会員情報登録させてはなりません。 5.モバイルオンライン入会者は、会員情報登録を行う以前に、申込携帯電話を紛失し、または盗難等の被害にあった場合にはただちに、また、申込携帯電話の機種変更もしくは修理または第三者に対する譲渡、貸与、預託、担保提供等もしくは廃棄等一切の処分を行おうとする場合には事前に、JCB等所定の方法によりそのむね届け出るものとします。 6.モバイルオンライン入会者が前二項に違反したことにより、第三者が会員情報登録を行って本決済システムを利用した場合、JCB等は、当該第三者による利用をモバイルオンライン入会者本人の意思に基づく利用とみなし、その利用代金はすべて指定本会員の負担とします。 7.JCB等は、会員情報登録期間の経過または申込携帯電話の紛失、盗難、破損もしくは汚損、機種変更等によりモバイルオンライン入会者による新たな会員情報登録が必要となる等の理由により、モバイルオンライン入会者が希望し、JCB等が審査のうえ適当と認めた場合、モバイルIDおよびパスワードを再発行します。この場合、モバイルオンライン入会者は、QUICPay モバイル特約第5条に定める方法により、会員情報登録を行うものとします。

**第4条 (QUICPayモバイル発行手数料)** モバイルオンライン入会者は、入会時、本モバイルの有効期限の更新時またはモバイルIDおよびパスワードの発行時にそれぞれ、本モバイルにつき、当社が通知または公表するQUICPay モバイル発行手数料を指定カードで支払うものとします。

**第5条 (免責事項)** JCB等は、モバイルオンライン申込者がモバイルオンライン申し込みを行ったことにより、申込携帯電話の通話機能、インターネット通信機能もしくはその他の機能、または同携帯電話内に保存された各種データ等に何らかの悪影響が及び、モバイルオンライン申込者または第三者に損害が発生した場合といえども、JCB等に故意または過失があった場合を除き、その賠償の責任を負いません。

**第6条 (特約の改定)** 将来、本特約が改定され、JCB等がその内容を書面その他の方法により通知した後にQUICPay モバイル会員のいずれかが本モバイルを利用した場合、JCB等は、指定本会員およびすべてのQUICPay モバイル会員が当該改定内容を承認したものとみなします。

(TK551700・20110317)